

## 墓地等を新しく設置する又は経営する場合（経営許可申請）

江府町役場 住民課

### 1. 申請が必要となる場合

- (1) 新たに墓地等を経営しようとするとき
- (2) 墓地を広げようとするとき、変更前より面積が2倍以上になるとき
- (3) 既に墓地等との一体性が認められないとき（隣接していないなど）
- (4) 既にある墓地等の経営者を変更するとき（単なる変更はできないので、新たに経営許可の申請をする必要がある）

### 2. 許可要件（墓地の場合）

- (1) 墓地の場所が人家から100m離れている（人家の同意書がある場合を除く）
- (2) 飲料水が汚染されるおそれがない
- (3) 障壁その他の区域を明示する設備が設けられている
- (4) 永続性・非営利性・必要性が確保されている

#### ① 宗教法人の場合

1. 他の公営墓地等がなく、宗教法人による墓地の設置が必要
2. 宗旨・宗派を問わず受け入れることがない
3. 寺院・教会等の境内地に隣接している
4. 使用権契約、管理等を民間業者に委託していない
5. 管理規程を有し、管理方法が適切なもの
6. 使用を希望する檀家・信者のための墳墓等を設置するのに必要最小限の面積である

#### ② 公益法人の場合

1. 他に町営墓地等がなく、財団法人による墓地・納骨堂の必要性が十分に存在する
2. 財政的基礎及び組織体制を備えている
3. 確実な資金計画に基づく墓地造成等計画及び適切な管理運営計画が策定され、かつ管理規定を有する
4. 使用委託料等の料金が適切なもの
5. 必要な墳墓等を設置するのに必要最小限の面積である

#### ③ 自治会の場合

1. 自治会構成員が周辺地区も含めて既存の墓地、納骨堂を利用できないような事情がある
2. 当該墓地、納骨堂に係る明文化された規約を有する（墓地管理規定等）
3. 敷地が原則として自治会の共有地である
4. 運営の確実性、安定性が明らか
5. 必要な墳墓等を設置するのに必要最小限の面積である

#### ④ 個人の場合

1. 災害の発生又は公共事業の施行により墓地の移転を余儀なくされながら周辺地区も含め既存の墓地を利用できないような事情がある。もしくは山間等人里離れた場所であって周辺地区も含め既存の墓地を利用できないような事情がある。
2. 次の世代となる者から経営を引き継ぐ意思を示す誓約書等の提出がある
3. 自ら墳墓を設置するのに必要最小限の面積である

### 3. 申請に必要な書類

#### (1) 事前指導申請

- ① 墓地等の経営に関する事前指導願
- ② 経営計画書
- ③ 申請地周辺図（周囲 300m 以内の地形・建物を明らかにした図面）
- ④ 墓地の構造平面図
- ⑤ 申請付近の公図（役場に相談ください）
- ⑥ 申請地の所有者の同意に必要な書類  
(ア) 土地の登記簿本（申請者が所有者である場合）  
(イ) 所有者の同意書（申請者以外が所有者である場合）
- ⑦ 墓地経営同意書（申請地の周囲 100m 以内に人家がある場合、住人の同意が必要）
- ⑧ 墓地等希望者名簿（宗教法人が経営する墓地等及び共同墓地等の場合）
- ⑨ 管理・経営者の証明に必要な書類  
(ア) 代表者、墓地等管理者の選出規定及び管理規定（共同墓地等の場合）  
(イ) 誓約書（個人墓地の場合） ※後継者の方の誓約です

### 4. 申請手続き（流れ）

#### (1) 事前相談受付（役場 住民課）

墓地の新設について相談。

#### (2) 事前指導願の提出

事前指導願について添付書類を添えて提出してください。

（前述：申請に必要な書類）

#### (3) 現地調査

事前指導願のもと現地調査確認を行います。

#### (4) 事前指導審査結果

事前指導願について審査結果を通知します。

#### (5) 関係機関との調整

事前指導審査結果に基づき関係機関と調整が必要です。

農地法・・・ 農業委員会、農林課

文化財保護法・・・ 教育委員会

#### (6) 墓地造成（着工）

関係機関との調整が図られれば、墓地造成を行ってください。

#### (7) 墓地経営許可申請

墓地経営許可申請について添付書類を添えて提出してください。

#### (8) 現地調査

事前指導の内容に沿って造成が行われたかどうかを現地確認します。

#### (9) 墓地経営許可通知

墓地経営許可について結果を通知します。大切に保管してください。